

大分大学医学部附属病院看護部細則

平成20年12月24日制定
平成20年医学部細則第1-9号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第12条第5項の規定により、大分大学医学部附属病院看護部（以下「看護部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(看護部長)

第2条 看護部長は、病院長の命を受け、看護部の所掌業務を総括し、看護部の機能が十分発揮できるよう所属職員を指揮監督するとともに、関連する他部門との連絡調整に当たる。

(副看護部長)

第3条 副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

2 副看護部長は5人とし、総務担当、業務担当、医療の質・経営担当、企画・開発担当及び教育担当とする。

(看護師長及び副看護師長)

第4条 第5条に掲げる各看護単位に看護師長を置き、必要に応じ副看護師長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて看護師長又は副看護師長を置くことができる。

3 前二項の看護師長及び副看護師長は、看護部の技術職員をもって充てる。

4 看護師長は、上司の命を受けて当該看護単位の業務を処理する。

5 副看護師長は、看護師長を補佐し、看護師長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(看護単位及び業務分掌)

第5条 看護部に、その業務を分掌させるため、次表の左欄に掲げる看護単位を置き、その所掌業務は同表右欄に掲げるとおりとする。

看護単位	所掌業務
2階北病棟 2階東病棟 2階新病棟 3階西病棟 3階新病棟 4階東病棟 4階西病棟 5階東西病棟 5階新病棟 6階東西病棟 6階新病棟 7階東病棟 7階西病棟 7階新病棟	各階病棟等における看護業務に関すること。
手術部	手術部における看護業務に関すること。
集中治療部・血液浄化センター	集中治療部及び血液浄化センターにおける看護業務に関すること。
高度救命救急センター	高度救命救急センターにおける看護業務に関すること。
放射線部・内視鏡診療部	放射線部及び内視鏡診療部における看護業務に関すること。

材料部	材料部における医療器材の消毒滅菌，供給等に関すること。
外来	外来及び中央採血室における看護業務に関すること。
総合患者支援センター	総合患者支援センターにおける看護業務に関すること。
緩和ケアセンター	緩和ケアセンターにおける看護業務に関すること。
がん相談支援センター	がん相談支援センターにおける看護業務に関すること。
医療安全管理部	医療安全管理部における看護業務に関すること。
感染制御部	感染制御部における看護業務に関すること。

2 看護部に，看護部に係る総括及び連絡調整の業務を処理するため管理室を置く。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか，看護部に關し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この細則は，平成20年12月24日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院看護部規程（平成16年医学部規程第1－25号）及び大分大学医学部附属病院看護部副看護部長に関する申合せ（平成19年3月28日制定）は，廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第1－2号）

この細則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－2号）

この細則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－8号）

この細則は，平成25年4月24日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－11号）

この細則は，平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－5号）

この細則は，平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年医学部附属病院細則第1－7号）

この細則は，平成30年11月28日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第1－7号）

この細則は，令和5年4月1日から施行する。